

保険料について

保険料は対象とする製品、仕事の種類とその売上高または領収金や過去の事故歴、ご契約条件(支払限度額や免責金額、各種特約のセット等)などによって決定されます。

- 保険料の精算について**
 ご契約締結時にいただいた保険料は、保険期間中に見込まれる保険料算出基礎数値に基づく暫定保険料となります。保険期間終了後に確定保険料を算出するために必要な保険料算出数値(売上高、領収金等)等を客観的資料によって確認させていただき、暫定保険料と確定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。
- 「保険料精算省略特約」について**
 一定の基準を満たすご契約については「保険料精算省略特約」をセットすることによって、保険期間終了後の保険料の精算を不要とすることができます。この場合、ご契約の際に保険料を算出するために必要な資料(保険料算出基礎数値の実績を確認できる客観的資料および弊社様式による申告書)を弊社にご提出いただけます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

保険料イメージ

- 年間売上高 1 億円のパン・菓子類製造小売業者の場合(保険期間 1 年)
- 年間領収金 1 億円の給排水管設置・修理業者の場合(保険期間 1 年)

契約例	対人賠償	対物賠償
支払限度額	1 名につき 5,000万円	1 事故につき 1,000万円
	1 事故につき 1億円	1 事故につき 1,000万円
免責金額	保険期間中の総支払限度額 1億円	保険期間中の総支払限度額 1,000万円
	1 事故につき 1万円	1 事故につき 1万円
保険料	138,030円	

契約例	対人賠償	対物賠償
支払限度額	1 名につき 5,000万円	1 事故につき 1,000万円
	1 事故につき 1億円	1 事故につき 1,000万円
免責金額	保険期間中の総支払限度額 1億円	保険期間中の総支払限度額 1,000万円
	1 事故につき 1万円	1 事故につき 1万円
保険料	152,400円	

 生産物・仕事の具体的な内容、保険料算出基礎数値の規模、過去の事故歴、ご契約条件(支払限度額や免責金額、各種特約のセット等)によって、保険料は、お客さまごとに異なります。実際に適用される保険料については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

●万が一事故にあわれたら

- ◆すぐに取扱代理店または弊社事故受付センター窓口(下記参照)にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
- ◆損害賠償をしなければならぬと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。示談金や損害賠償金をあらかじめ弊社の承認を得ずに支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。なお、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万一、被保険者が法律上の損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、損害賠償問題が円滑に解決するようにご相談に応じさせていただきます。
- ◆重複する他の保険契約等がある場合で、他の保険契約等から既に保険金が支払われていた時は、弊社のお支払いする保険金からそれらの額の合計額が差し引かれることがあります。

●その他ご注意ください

- ご契約者または被保険者には、ご契約時に弊社に重要な事項を申し出いただく義務(告知義務)があります。保険契約申込書等の記載事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社代理店には告知受領権があります。)
- 保険証券に記載された事項に変更が生じる場合には、事前に取扱代理店または弊社までご連絡ください(通知義務)。ご連絡がない場合には、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがありますので、ご注意ください。
- 保険料のお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、ご確認ください。
- ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」がございます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 賠償責任保険において、被保険者(加害者)に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。なお、解約の条件によっては、弊社の定めるところにより未経過期間に相当する保険料は返還または未払保険料を請求させていただくことがあります。保険料が返還される場合であっても、解約返れい金は原則として未経過期間に対する日割相当額よりも少なくなります。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

このパンフレットは生産物賠償責任保険の概要をご紹介します。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳細は種目ごとに「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などは、下記にご連絡ください。

お客さま相談センター
 受付時間：平日の午前9:00～午後5:00(土日・祝日、および12/31～1/3を除きます)
 お問い合わせ・ご相談 ☎ 0120-671-071(お客さま相談センター)
 ご不満・ご意見・ご要望 ☎ 0120-331-308(お客さま相談センター)

万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター
 受付時間：平日(午前9:00～午後5:00) ☎ 098-869-3119(事故受付センター)
 受付時間：平日夜間(午後5:00～翌朝9:00) 土日・祝日および12/31～1/3
 **0120-091-161** (通話料無料)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結していますので、弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
 (http://www.sonpo.or.jp/)

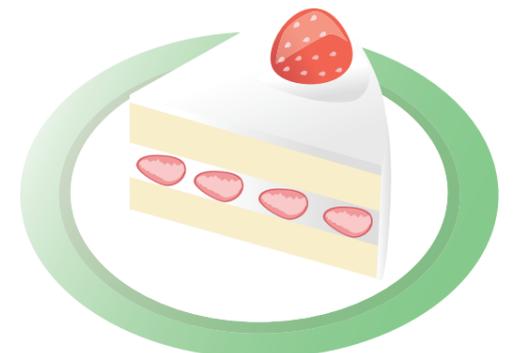
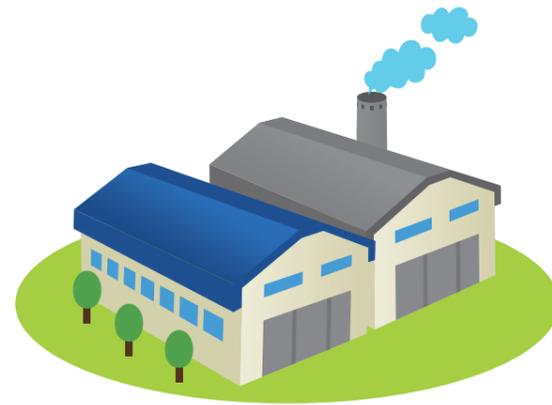
ナビダイヤル ☎ 0570-022808(通話料有料)
 受付時間：午前9:15～午後5:00(土日・祝日、および12/30～1/4を除きます)

●お申し込み・お問い合わせは

大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号
 (ホームページアドレス) http://www.daidokasai.co.jp/

生産物賠償責任保険



※詳細につきましては、「重要事項説明書」をご一読いただき、内容をご確認ください。

生産物賠償責任保険とは？

被保険者が製造・販売または提供した商品(生産物)、あるいは被保険者が行った建設工事や清掃作業等の仕事の結果に起因した事故によって、他人の身体・生命を害し、または他人の財物を滅失、損壊、もしくは汚損した場合等で被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、それによって被る損害を保険金としてお支払いします。

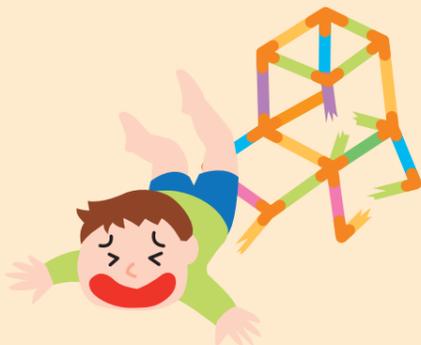
※製造、販売または行った仕事の時期に関わらず、保険期間中に発生した事故については保険金支払の対象となります。

保険金をお支払いする主な場合

生産物に起因する事故例



●製造・販売した弁当が原因で食中毒が発生した。



●製造・販売した玩具に欠陥があり、子供がケガをした。



●製造・販売したテレビの欠陥が原因で出火し、家屋が焼失した。

仕事の結果に起因する事故例



●看板取付工事にミスがあり、看板が落下して歩行者がケガをした。



●コピー機の修理ミスが原因で漏電が生じ、利用者が感電した。



●配管工事にミスがあったため後日水漏れが発生し、建物内装や商品を汚した。

食中毒・特定感染症利益補償特約



料理飲食店、食品製造販売などを行う事業者の皆さまには、生産物賠償責任保険と併せて、営業施設における食中毒・特定感染症の発生により、**営業が休止または阻害されたために生じた企業の損失(喪失利益および収益減少防止費用)を補償する食中毒・特定感染症利益補償特約**をセットされることをおすすめします。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

○このパンフレットにおいて、「被保険者」とは「保険の補償を受けられる方」をいいます。

お支払いする保険金

生産物賠償責任保険では、生産物または仕事の結果に起因する損害に対し、次の保険金をお支払いします。なお「緊急措置費用保険金」を除き、事前に弊社の承認が必要になりますので、損害賠償責任の承認や賠償金額の決定・支払を行う前に必ず弊社までご相談ください。また、「訴訟費用保険金」「協力費用保険金」については、原則として、支払限度額の適用はありません。

保険金の種目	内 容
損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて被害者に支払うべき治療費や修理費などの損害賠償金から保険証券記載の免責金額を控除した額をお支払いします。
損害防止費用保険金	損害の発生または拡大の防止のために被保険者が要した必要または有益な費用をお支払いします。
権利保全費用保険金	保険契約者または被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合で第三者より損害の賠償を受け得るときは、その損害賠償請求権の保全または行使のために被保険者が要した必要または有益な費用をお支払いします。
緊急措置費用保険金	損害防止・軽減措置を講じた後に、法律上の損害賠償責任がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用をお支払いします。
訴訟費用保険金	被保険者と被害者との間で損害賠償責任に関する訴訟に至った場合の訴訟費用(裁判上の和解、調停等の費用も含まれます。)や弁護士報酬等の費用であらかじめ弊社へ書面による同意を得た費用をお支払いします。
協力費用保険金	弊社が必要と認めて被害者と直接折衝を行う場合に、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために直接要した費用をお支払いします。

(注1) 被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度額とします。

(注2) 損害賠償金の額が支払限度額を超過する場合は、支払われる訴訟費用保険金は「実際の訴訟費用×支払限度額÷損害賠償金の額」となります。

保険金をお支払いしない主な場合

(1) 生産物賠償責任保険の普通保険約款および特約の保険金をお支払いしない主な場合は、以下の通りです。詳細は、普通保険約款および特約をご参照ください。

- 保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売提供もしくは引き渡した生産物または仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火またはこれらによる津波もしくは洪水等の天災によって生じた事故
- 製造・販売した製品自体を修理・取り替える費用や行った仕事の目的物自体を補修する費用
- 損害賠償について他人と特別な約定があるために加重された損害賠償責任を負担することによる損害
- 仕事の終了または放棄の前に発生した事故
- 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因した事故
- 回収等の措置を講じるために要した費用(リコール費用)を負担したことによる損害

(2) 次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除し保険金の全部または一部をお支払いしません。

- 保険契約者、または被保険者が保険金を支払わせる目的で損害を生じさせた場合や、保険契約者が暴力団関係者等の反社会的勢力に該当すると認められた場合、また被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合 など

ご契約方法

●対象とする「生産物」または「仕事」の範囲

原則として、被保険者の製造・販売した「生産物」または行った「仕事」すべてを対象といたしますが、一部の商品(仕事)に限定することも可能ですので、その場合はあらかじめ対象とする「範囲」をお決めください。

●支払限度額

支払限度額とは、事故が発生した場合に保険会社がお支払いする保険金の最高限度額をいいます。対人事故と対物事故について、合算で設定する方法と別々に設定する方法があります。「1事故および保険期間中」につき設定しますが、対象とする製品(仕事)の種類や、売上高(領収金)等に応じて対人賠償・対物賠償それぞれで設定ください。

●免責金額

免責金額とは、保険金支払いの際、ご契約者で負担していただく金額のことです。実際に生じた損害額から免責金額を差し引いた額を損害金としてお支払いすることになります。免責金額は、対人賠償・対物賠償それぞれでご設定ください。